

国土動指第 53 号

平成 27 年 11 月 4 日

公益社団法人全日本不動産協会理事長 殿

国土交通省土地・建設産業局不動産課長

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等の施行に関する  
説明会の開催について（通知）

平成 25 年 6 月 26 日に公布されました、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）、平成 26 年 11 月 27 日に公布されました、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 117 号）及び賃貸住宅管理業者登録制度に関しまして、下記のとおり宅地建物取引業者向けの説明会を開催しますので、貴会所属会員に周知いただきますようお願いいたします。

聴講を希望される際は、別紙 1 記載の参加申込先宛てに、別紙 2 障害者差別解消法等説明会参加申込書を平成 27 年 11 月 20 日（金）までに F A X 送信頂きますようお願いいたします。なお、会場の都合により、定員になり次第、参加申込みを締め切りますので予めご了承ください。

記

日時：別紙 1 参照

場所：別紙 1 参照

概要： 1. 障害者差別解消法の施行に伴う事業者のための対応指針等について（50 分）  
2. 犯罪収益移転防止法の改正について（15 分）  
3. 賃貸住宅管理業者登録制度について（15 分）  
4. 質疑応答（30 分）

問い合わせ先

国土交通省土地・建設産業局不動産課

担当：田中、池田

TEL03-5253-8111（内線：25127, 25130）